

議員提出議案第 13 号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の
廃止を含む見直しを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び鳥取市議会会議規則（昭和
43 年鳥取市議会告示第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

平成 28 年 9 月 30 日提出

提出者	鳥取市議会議員	下村佳弘
	〃	桑田達也
	〃	雲坂衛
	〃	石田憲太郎
	〃	岡田信俊
	〃	寺坂寛夫
	〃	山田延孝

鳥取市議会議長 房安 光 様

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の
廃止を含む見直しを求める意見書

さきの国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改正作業が進められているところである。

国民健康保険改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の見直しなどが検討課題とされている。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として子どもの医療費助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、持続可能な国民健康保険制度を堅持するための財源を確保し、多くの自治体で取り組まれている子どもの医療費助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、廃止を含む見直しを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

鳥取市議会議長 房 安 光

内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 様
厚生労働大臣